

広報・Web 専門委員会設置要項

平成 21 年 3 月 27 日 改訂

平成 21 年 3 月 13 日 改訂

平成 18 年 1 月 24 日 運営委員会決定

(趣 旨)

第 1 条 「大学図書館近畿イニシアティブ運営要綱」(平成 17 年 6 月 21 日制定)(以下、「運営要綱」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、大学図書館近畿イニシアティブが行う活動及び事業に関する広報及び Web の活用に関する事項等にあたることを目的とした、「広報・Web 専門委員会」(以下、「専門委員会」という。)を設置する。

(担当事項)

第 2 条 専門委員会は、下記の事項を担当する。

- (1) 広報活動の企画
- (2) 広報活動の実施
- (3) Web の活用

(専門委員)

第 3 条 運営要綱第 6 条第 2 項に定めるその他の専門委員は、国立大学図書館協会近畿地区協会、公立大学協会図書館協議会近畿地区協議会、私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会及び同阪神地区協議会が選出する各 1 館の専門委員館から指名される各 1 名とする。

2 専門委員が欠ける場合は、速やかに後任の委員を選出するものとする。

3 専門委員の任期は、6 月 1 日から翌々年の 5 月 31 日までの 2 年とし、再任を妨げない。
ただし、後任の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

1. この要項は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
2. この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
3. 第 3 条の規定にかかわらず、平成 21 年度の委員は平成 20 年度に選出された委員が担当する。
4. 平成 20 - 21 年度の専門委員の任期は平成 22 年 5 月 31 日までとする。